

## ○長浜市議会基本条例第17条に基づく議員研修の実施

- 日 時 平成28年2月18日(木) 全員協議会終了後
- 場 所 長浜市役所6階西館 委員会室1・2
- テーマ 災害時における議会の役割と事業継続計画の必要性
- 講 師 同志社大学大学院教授 新川 達郎 先生



～長浜市議会基本条例（平成25年9月5日条例第25号）

（議員研修の充実強化）

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとします。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家の招へい又は市民との懇談会等又は議員研修会を年1回以上開催するものとします。

## ○事業継続計画(BCP)策定に係る基本方針 及び 当面必要な事項の整備

当面、必要な事項として「事業継続計画(BCP)策定に係る基本方針」及び災害等緊急時の「議員連絡網」を整備しました。

### 事業継続計画(BCP)策定に係る基本方針

#### 1 策定の目的

大規模災害などの非常時においても、議会の機能を維持し、議決機関及び住民代表機関としての役割を迅速かつ的確に行使するため、必要となる体制や行動基準を定めた長浜市議会事業継続計画を策定する。

#### 2 策定主体

議会運営委員会において策定する。

#### 3 策定方針

大規模災害発生時に的確な意思決定と市民ニーズの反映を図り、もって市民の負託に応える。

##### 想定される大災害

- 震度5強以上の地震(職員の自主参集基準)
- 広範囲な風水害、土砂災害の発生またその恐れ
- 大規模な事故
- 原子力災害

##### 当面の取り組み

当局がBCP策定を28年度としていることから、歩調を合わせ議会としての本格的なBCP策定も28年度とし、本年度は①の地震と②風水害、土砂災害発生時の議員の安否確認と情報共有についての暫定版を策定する。

#### 4 安否確認

##### (1)基本的な確認

- ① 震度5強以上の地震や広範囲な風水害及び土砂災害等が発生した場合、議会事務局から安否確認のメールまたはファックスを送付する。
- ② メールまたはファックスを受け取った議員は本人と家族等の安否、居宅や地域の被害状況等を記したメールまたはファックスを返信する。

(2)返信等がない場合

- ① 議会事務局から直接電話で確認する。
- ② 連絡がとれない場合は近辺の確認できた議員(予めグループを作成しておく。)が赴く。

(3)事務局の安否確認

登庁した事務局員が確認していく。

(4)情報伝達手段

事務局(市役所)の通信機能がマヒした場合は事務局員個人の携帯から確認メールを送付する。

携帯も不能ならば防災無線等と人海戦術による。

5 防災体制(初動体制)

議会も当局の災害対策本部と同様に災害対策議会本部を設置し、議会機能維持に係る情報収集や活動を図る必要がある。

#### 【災害対策議会本部の考え方】

1 構成

- ① 正副議長、議会運営委員長及び三常任委員長をもってあてる。
- ② 本部長は議長、副本部長は副議長とする。
- ③ 議長が参集できない間は副議長が、副議長も参集できない場合は、議会運営委員長、総務教育常任委員長の順に本部長をつとめる。

2 情報収集および共有

各議員からの情報は当該本部において収集したうえで当局の災害対策本部と情報交換し、必要に応じて各議員へ提供する。

3 設置の時期

当局の災害対策本部設置の時

4 議員の招集

議会としての行動や意思決定が必要となった場合は、事務局を通じて各議員の招集を行う。

6 当面必要な事項

- (1)議員の連絡網の整備
- (2)安否確認のためのグルーピング(必要なら)

## ○議会運営委員会内に「ICT化推進検討チーム」の設置

議会のICT活用の推進については、議員活動支援を目的としてどういった情報をどういう形で取り扱うか、当局側はどうするのかなど十分論議し、前述の非常時の通信手段としての有効性も勘案する必要があることから、議会運営委員会内に検討(推進)チームを設置し、市議会にとって最良のあり方を検討することとしました。